

## 玉名市老人保護措置基準（令和6年4月1日適用）

### 【前提条件】 次の①～⑤を全て満たす者

- ① 本市に居住する65歳以上の者であること。
- ② 施設入所について本人の同意があること。
- ③ 本人及び扶養義務者負担金の納付について同意があること。この時、扶養義務者の同意は、原則として本人又は措置の申出者が得ること。
- ④ 集団生活を行う上で施設の風紀や秩序を著しく乱す者でないこと。
- ⑤ 申出に係る各種調査について、本人及び申出者の承諾があること。

### 【措置対象者】 次の環境上の理由及び経済的理由を満たす者

#### ■ 環境上の理由 次のア、イ及びウ全てに該当すること。

#### ア 対象条件（次のA、B1又はB2のいずれかに該当する者）

A 居宅において自立して生活することが困難な者であって、身寄りがないもの

B1 居宅において自立して生活することが困難な者であって、支援する親族がいないもの

B2 居宅において自立して生活することが困難な者であって、親族から適切な支援を受けることができないもの

#### イ 健康状態（次の（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれにも該当する者）

（ア） 入院加療を要する病態でない者

（イ） 他の同様の措置を受けている者に対し感染症を感染させる恐れがない者

（ウ） 常時介護が必要な状態でない者（概ね要介護1以下相当）

#### ウ 環境の状況

次のいずれかの理由により、家族又は住居の状況等現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められる者

（ア） 家族との関係が著しく悪く、日常的な虐待があり、又はその可能性が高いこと。

（イ） 身体虚弱、精神状態の悪化等により日常生活に支障があり、日常的に養護が必要であること。

（ウ） 住居を所有していない若しくは住居を近い将来に失う可能性が高く、又は所有していても居住環境が著しく悪いこと。

#### ■ 経済的理由 次の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 措置対象者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- ② 措置対象者及びその者の生計を維持している者について市町村民税の所得割が課せられていないこと。
- ③ 災害その他の事情により、措置対象者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。